

令和7年（フ）第8949号

東京都千代田区麹町1－3－16 ダイアン麹町第2ビル 1階、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区中町1丁目17番14－101
破産者 株式会社エヌケイ
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第9304号

東京都豊島区千早2丁目37－3－302
破産者 手塚 隆一
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1730号

東京都板橋区熊野町12番7号
破産者 株式会社日本エムケー
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1881号

東京都新宿区西新宿3丁目3番13号 西新宿水間ビル2階
破産者 株式会社N a n u m&D e s i g n
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2328号

東京都中野区本町1丁目5番5－1309号
破産者 株式会社加藤工務店
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2329号

神奈川県足柄下郡湯河原町土肥4丁目10－7－607、開始決定時の住所東京都中野区本町1丁目5－5－1309
破産者 加藤 秀雄
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2574号

東京都新宿区新宿7丁目27－24 コンフォート東新宿1001、住民票上の住所東京都町田市相原町3181－302
破産者 鶴田 忍
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2952号

東京都板橋区加賀2丁目18－15 日興タクシー寮319
破産者 高田 透
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3073号

東京都世田谷区玉川1丁目15－3－412
破産者 郡 友輝
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3689号

東京都江戸川区東葛西8丁目12－5－401
破産者 板井奈奈香
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3925号

東京都大田区大森東1丁目36－6－1112
破産者 伏見 彰子

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3969号

東京都千代田区神田神保町1丁目20番地 小川ビル2階
破産者 合同会社mareri
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3970号

神奈川県横浜市戸塚区吉田町1482－1 B1015
破産者 玉岡 若菜（旧姓大谷）
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4231号

東京都練馬区谷原6丁目13番10－305号、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区四谷3丁目13番地11 栄ビル
破産者 株式会社コンテンツバンク
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4232号

東京都練馬区石神井町3丁目30－23－306、開始決定時の住所東京都練馬区谷原6丁目13－10－305
破産者 峯岸 俊介
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4378号

東京都新宿区西新宿7－22－16 西新宿KIHビル2階
破産者 株式会社NEXT FREEDOM

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4382号

東京都渋谷区渋谷2丁目8番4号
破産者 株式会社ヘリオトロープ
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4383号

東京都杉並区永福3丁目42－9－306
破産者 山本 広子
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4441号

東京都中央区八丁堀3－28－15 日比谷河岸ビル2F
破産者 株式会社マルス
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4520号

秋田県由利本荘市花畑町3丁目4
破産者 佐藤 昭二
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4521号

秋田県由利本荘市小人町24－8
破産者 佐藤加奈子
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部